

医療連携に関する協定書

を甲とし、大森赤十字病院を乙とし、甲と乙との間において、医療連携に関する基本事項について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が密接な医療連携を図りながら、患者中心の継続性のある適正な医療を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(紹介・逆紹介制の導入)

第2条 乙は、救急患者を除き、甲からの紹介による予約診療制を導入するとともに、症状の安定、軽快等、乙における診療継続の必要がなくなった紹介患者は、その症状に応じて甲に返送する逆紹介制を導入する。

2 甲は、前項に定める紹介・逆紹介制が円滑に実施されるよう患者の紹介及び返送患者の受け入れについて、積極的に乙に協力するものとする。

(開放型病院の運営)

第3条 乙は開放型病院（開放病床は5床とする。以下同じ。）として運営を行い、甲のため、乙の施設設備及び研修機能等のオープン化を図るものとする。

2 甲と乙は相互協力して、開放型病院としての機能が効果的に活用されるよう努めなければならない。

3 開放病床の届け出をおこなっていないため、共同診療をおこなった患者の入院中の診療報酬については、算定できないものとする。

(登録医)

第4条 甲は前条の趣旨に賛同し、乙の施設などを利用しようとする場合は、予め乙に登録するものとする。

2 前項の規定により登録した登録医には、乙の発行する登録証を交付するものとする。

3 登録医の登録期間は、原則として3年間とし、更新を妨げない。

(共同診療)

第5条 登録医は、自らの紹介により乙に入院させた患者について、必要に応じ、乙の勤務医（以下「院内医」という。）と共同して診療を行うことができる。

2 登録医は共同診療を行う場合は原則として、紹介の際患者に説明し、その同意を得ておくものとする。

3 共同診療を行う場合の登録医の立場は、副主治医に準ずるものとする。

(登録医の身分)

第6条 登録医は乙の組織に属さないが、院内主治医の了解のもとに診療に必要な範囲内で乙の職員に指示することができる。

(登録医研修)

第7条 登録医は、乙が実施する登録医研修会、症例検討会、診療の実習・見学等の行事に参加することができる。

(院内施設の利用)

第8条 登録医は、高額医療機器の共同利用、登録医室、図書室、病歴室等の乙の施設を利用することができる。

(遵守事項)

第9条 登録医は、乙の施設内（以下「院内」という。）では、所定の名札を着け、院内規則を遵守するとともに、乙の管理運営に関しては院長の指揮下に属するものとする。

(医療連携室)

第10条 乙は院内の医療連携室において、紹介予約・逆紹介、開放型病院の運営等に関する連絡調整を行い、医療連携の円滑な実施を図るものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定の各条項の解釈について、疑義を生じたとき又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本書を二通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 日本赤十字社東京都支部 大森赤十字病院
院長 中瀬 浩史